

第114回 定時株主総会 招集ご通知



2020年6月24日（水曜日）
午前10時



大阪証券取引所ビル3階
北浜フォーラム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

第114回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	4
連結計算書類	17
計算書類	20
監査報告書	23
株主総会参考書類	29
第1号議案 取締役8名選任の件	
第2号議案 監査役2名選任の件	

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をいただくことを強くお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使について

行使期限：2020年6月23日（火）午後5時35分まで
株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書のご返送又はインターネットにより、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

(証券コード 5410)

2020年6月4日

株 主 各 位

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号

合同製鐵株式会社

代表取締役
社 長 明 賀 孝 仁

第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をいただくことを強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法によって、2020年6月23日(火曜日)午後5時35分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到達するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

37頁～38頁の「インターネット等による議決権行使について」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席とさせていただく可能性があります。

3. 目的事項

報告事項

1. 第114期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第114期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

取締役8名選任の件

第2号議案

監査役2名選任の件

以上

（本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.godo-steel.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎なお、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.godo-steel.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ◎会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます)
- ◎会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ◎株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ◎本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただく可能性がございます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.godo-steel.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用や所得環境が底堅く推移したものの、中国やインドの自国経済の減速や米中の貿易摩擦の影響などから、外需を中心とした製造業の減速傾向が顕著となりました。

普通鋼電炉業界におきましては、老朽化した社会資本や度重なる自然災害への対応など、国内土木需要は概ね堅調に推移してまいりましたが、これまで国内建築需要をけん引してきた製造業関連投資の停滞から、建設分野全体では国内需要は減少傾向に転じております。加えて、足下では新型コロナウイルス感染症拡大が与える世界的な混乱などにより、先行き不透明な状況となっております。

こうしたなか、当社グループにおきましては、昨年グループ入りした朝日工業(株)を含めた全国に複数の製造拠点をもち事業所体制の下で、販売、購買環境や生産条件などの変化を迅速に捉えながら、需要見合いの生産に徹することで、再生産可能な販売価格の実現に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、朝日工業(株)の当社グループ入りによる影響に加え、鋼材の販売価格が上昇したことなどにより、連結売上高は、前期比196億8千7百万円増収の1,680億4千2百万円となりました。また、主原料である鉄スクラップ価格が下落したことに加え、コスト削減努力の継続により、連結営業利益は、前期比47億8千2百万円増益の91億2千5百万円、連結経常利益は、前期比53億9千4百万円増益の105億2千9百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比36億6千6百万円増益の74億4千3百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大による負の影響の顕在化が懸念され、その影響の規模や期間についても、現状では想定が難しい状況となっております。

普通鋼電炉業界におきましても、大型再開発案件や、交通インフラ整備、国土強靱化に向けた自然災害への対応などの国内建設分野における事業規模は相応に積み上がっておりますが、今後につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大がこれら事業の遅延や規模縮小を引き起こす懸念もあり、予断を許さない状況となっております。また、主原料である鉄スクラップをはじめ、エネルギーや副原料など各種資材の価格動向についても、不透明な要素が加わったことで、先行きを見通すことがより一層困難な状況となっており、当社グループを取り巻く経営環境は厳しいものになると言わざるを得ません。

このような経営環境の下、当社グループにおきましては、全国に複数の製造拠点と多様なグループ企業をもつ体制を活かし、生産や販売をはじめとする様々な事業シナジーを発揮し、企業価値の向上に向けた取り組みを進めているところでございます。

さらに、利益成長を目指すための必須条件である人材育成につきましても、引き続きグループ全体で取り組むとともに、企業存続を脅かすコンプライアンス問題への対応力も一層強化してまいります。

また、コーポレートガバナンス・コードの原則を踏まえ、企業統治体制の確立と経営の透明性・効率性の向上を目指し、更なる企業価値の向上や電気炉メーカーとして連結経営基盤の強化・拡充を志向し、以って株主の皆様への還元拡充に努めてまいりたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、何とぞ引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、省電力・省エネルギー対策をはじめ合理化・品質対応力強化等を目的として、総額48億3千2百万円の設備投資を実施いたしました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資あるいは社債発行による資金調達は行っており、特記すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期・年度	第 111 期 2016年度	第 112 期 2017年度	第 113 期 2018年度	第114期 (当期) 2019年度
売 上 高 (百万円)		99,465	129,779	148,355	168,042
経 常 利 益 (百万円)		2,761	2,147	5,135	10,529
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		1,979	4,935	3,777	7,443
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		132.28	337.31	258.18	508.82
総 資 産 (百万円)		159,450	175,725	215,170	202,334

- (注) ① 第114期 (当期) の状況につきましては、前記 (1) 「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
- ② 2016年10月1日をもって、10株を1株とする株式併合を実施したため、第111期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
- ③ 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第113期の期首から適用しており、第112期に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権 所有割合 %	主要な事業内容
朝日工業株式会社	2,190	100.0	鉄筋用棒鋼、構造用鋼、ねじ節鉄筋等の製造販売 有機質肥料、化成肥料等の製造販売
三星金属工業株式会社	480	100.0	鉄筋用棒鋼の製造販売
株式会社トーカイ	450	100.0	鉄筋用棒鋼の製造販売
合鐵産業株式会社	296	100.0	鋼材・機械・製鋼原料の販売
株式会社ワイヤーテクノ	499	85.0 (21.6)	線材加工製品の製造販売
株式会社合同セラミックス	45	65.3	耐火煉瓦の製造販売
株式会社上武	30	100.0 (100.0)	砕石・砕砂の製造販売
合鐵大阪物流株式会社	15	100.0	大阪製造所の構内作業・運搬
日本選鋼株式会社	20	100.0	姫路製造所の構内作業、産廃処理
船橋機工株式会社	17	100.0	船橋製造所の構内作業・運搬
株式会社トーカイ物流	45	100.0 (100.0)	(株)トーカイの構内作業・運搬
関東デーバースチール株式会社	10	100.0 (40.0)	鉄筋棒鋼等の販売の仲介

(注1) 「当社の議決権所有割合」欄の()内は、間接所有する議決権所有割合を内数で記載しております。

(注2) 朝日工業株式会社は、当社が2019年9月30日に同社の100%の株式を取得し完全子会社となりました。

(注3) 朝日工業株式会社は、2020年4月1日に会社分割（新設分割）を実施し、新設した朝日アグリア株式会社に農業資材事業を承継させるとともに、朝日アグリア株式会社を朝日工業株式会社の100%子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容

事業の種類	事業内容
鉄鋼事業	<ul style="list-style-type: none"> 各種大形・中形形鋼、軌条、構造用棒鋼、鉄筋用棒鋼、線材の製造及び販売 棒鋼加工製品、線材加工製品等の製造及び販売 ねじ節鉄筋の製造及び販売 機械、製鋼原料等の販売
農業資材事業	<ul style="list-style-type: none"> 有機質肥料、化成肥料等の製造及び販売

(8) 主要な営業所及び工場

事業の種類	会社名等	名称	所在地
鉄鋼事業	当 社	本 社 東 京 営 業 所 大 阪 製 造 所 姫 路 製 造 所 船 橋 製 造 所	大 阪 市 北 区 東 京 都 千 代 田 区 大 阪 市 西 淀 川 区 兵 庫 県 姫 路 市 千 葉 県 船 橋 市
	朝 日 工 業 株 式 会 社	本 社 埼 玉 事 業 所 埼 玉 工 場	東 京 都 豊 島 区 埼 玉 県 児 玉 郡 神 川 町 埼 玉 県 児 玉 郡 神 川 町
	三 星 金 属 工 業 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場	新 潟 県 燕 市
	株 式 会 社 ト ー カ イ	本 社 ・ 工 場	福 岡 県 北 九 州 市
	合 鐵 産 業 株 式 会 社	本 社 東 京 支 社 福 岡 支 店 大 阪 支 社 ・ 工 場 姫 路 工 場	大 阪 市 北 区 東 京 都 千 代 田 区 福 岡 県 福 岡 市 大 阪 市 西 淀 川 区 兵 庫 県 姫 路 市
	株 式 会 社 ワ イ ヤ ー テ ク ノ	本 社 ・ 大 阪 工 場 大 阪 工 場 第 二 製 造 部 加 賀 工 場	大 阪 市 鶴 見 区 大 阪 市 西 淀 川 区 石 川 県 加 賀 市
	株 式 会 社 合 同 セ ラ ミ ッ ク ス	本 社 ・ 工 場	岡 山 県 備 前 市
	合 鐵 大 阪 物 流 株 式 会 社	本 社	大 阪 市 西 淀 川 区
	日 本 選 鋼 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場	兵 庫 県 姫 路 市
	船 橋 機 工 株 式 会 社	本 社	千 葉 県 船 橋 市
	株 式 会 社 ト ー カ イ 物 流	本 社	福 岡 県 北 九 州 市
関 東 デ ー バ ー ス チ ール 株 式 会 社	本 社	東 京 都 千 代 田 区	
農 業 資 材 事 業	朝 日 工 業 株 式 会 社	本 社 埼 玉 事 業 所 関 東 工 場 千 葉 工 場 関 西 工 場 大 阪 事 業 所	東 京 都 豊 島 区 埼 玉 県 児 玉 郡 神 川 町 埼 玉 県 児 玉 郡 神 川 町 千 葉 県 旭 市 滋 賀 県 甲 賀 市 大 阪 市 北 区
そ の 他 事 業	株 式 会 社 上 武	本 社	埼 玉 県 秩 父 郡 皆 野 町

(9) 従業員の状況

1. 企業集団の従業員の状況

人 数	前期末比増減
2,015名	3名減

(注) 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からグループへの出向者を含めて記載しております。

2. 当社の従業員の状況

人 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
711名	16名減	37.3歳	15.7年

(注) ① 従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含めて記載しております。
② 平均年齢及び平均勤続年数は、出向者を含まず計算しております。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	23,351
株式会社三井住友銀行	8,686
株式会社三菱UFJ銀行	7,700

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	39,400,000株
(2) 発行済株式の総数	17,145,211株 (自己株式2,516,387株を含む)
(3) 株主数	8,970名
(4) 大株主	

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本製鉄株式会社	2,566	17.5
三井物産株式会社	730	5.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	631	4.3
合鐵取引先持株会	562	3.8
共英製鋼株式会社	514	3.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	509	3.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	497	3.4
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	390	2.7
株式会社メタルワン	339	2.3
株式会社みずほ銀行	327	2.2

- (注) ① 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 ② 当社は、自己株式2,516千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
 ③ 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) **その他の株式に関する重要な事項**
 記載すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	明 賀 孝 仁	
専務取締役執行役員	足 立 仁	経営企画、総務、経理に関する事項管掌 株式会社トーカイ 代表取締役社長
常務取締役執行役員	※山 崎 晃 生	営業管掌、棒鋼事業担当、東京営業所長委嘱 関東デーバースチール株式会社 代表取締役社長 株式会社メタルストック 代表取締役社長
常務取締役執行役員	※村 木 正 典	技術・製造管掌、技術サービス、システム管掌、 技術総括部長委嘱
取締役 (社外取締役)	四 宮 章 夫	弁護士 (コスモス法律事務所 所長) ヘリオステクノホールディングス株式会社 社外監査役
取締役 (社外取締役)	阪 田 貞 一	橋本総業ホールディングス株式会社 代表取締役副社長
取締役 (社外取締役)	※土 屋 光 章	第一リース(株)監査役 日本原子力発電(株)社外監査役 (株)国際協力銀行社外監査役
監 査 役 (常 勤)	※神 内 信 和	
監 査 役 (常 勤)	※山 中 智 之	
監査役 (社外監査役)	酒 井 清	公認会計士 (酒井清事務所 所長) IMV株式会社 社外取締役
監査役 (社外監査役)	※服 部 昌 弘	日鉄物産株式会社 執行役員
監査役 (社外監査役)	※塚 本 治	日本製鉄株式会社 関係会社部 部長 共英製鋼株式会社 社外監査役

- (注) ① 取締役四宮章夫、阪田貞一及び土屋光章の3氏は、社外取締役であります。
- ② 監査役酒井 清、服部昌弘及び塚本 治の3氏は、社外監査役であります。
取締役四宮章夫、阪田貞一及び土屋光章、監査役酒井 清の4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- ③ 上記※印の各氏は、2019年6月26日開催の第113回定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
- ④ 常務取締役齋藤 隆氏は、2019年6月26日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
- ⑤ 常務取締役肥後誠吉氏は、2019年6月26日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

- ⑥ 常任監査役春増 守氏は、2019年6月26日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
- ⑦ 監査役上地秀典氏は、2019年6月26日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
- ⑧ 監査役森脇慶司氏は、2019年6月26日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
- ⑨ 監査役津加 宏氏は、2019年6月26日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
- ⑩ 監査役神内信和氏は、当社の経理部門での経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
- ⑪ 監査役山中智之氏は、当社の経理部門での経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
- ⑫ 監査役酒井 清氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
- ⑬ 当社は、執行役員制度を導入しております。当社取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役 名	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	瀬戸口 昭 人	構造用鋼事業担当、姫路製造所長
常 務 執 行 役 員	西 仲 桂	経営企画部長兼経理部長
執 行 役 員	金 子 大 剛	船橋製造所長
執 行 役 員	藤 田 倫 之	線材販売、形鋼販売に関する事項管掌、線材形鋼事業担当 線材販売部長、販売総括部長
執 行 役 員	森 満 隆	大阪製造所長
執 行 役 員	丸 草 幸 雄	構造用鋼販売部長
執 行 役 員	甲 斐 嘉 久	総務部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支給額
	名	百万円
取 締 役	9	192
監 査 役	7	60
合 計	16	252
(うち社外役員)	(6)	(19)

(注) 役員報酬を支給していない社外監査役2名は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先と当社との関係

- ① 社外取締役四宮章夫氏は、コスモス法律事務所の所長であります。なお、同所と当社との間には、記載すべき事項はありません。また、同氏は、ヘリオステクノホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、同社と当社との間には、記載すべき事項はありません。
- ② 社外取締役阪田貞一氏は、橋本総業ホールディングス株式会社の代表取締役副社長であります。なお、同社と当社との間には、記載すべき事項はありません。
- ③ 社外取締役土屋光章氏は、第一リース株式会社の監査役であります。なお、同社と当社との間には、記載すべき事項はありません。また、同氏は、日本原子力発電株式会社及び株式会社国際協力銀行の社外監査役を兼務しております。なお、同社と当社との間には、記載すべき事項はありません。また、同氏は当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社みずほ銀行の業務執行者の三親等以内の親族であります。
- ④ 社外監査役酒井清氏は、公認会計士酒井清事務所所長であります。なお、同所と当社との間には、記載すべき事項はありません。また、同氏はIMV株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、同社と当社との間には、記載すべき事項はありません。
- ⑤ 社外監査役服部昌弘氏は、日鉄物産株式会社の執行役員であり、同社は当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります。
- ⑥ 社外監査役塚本治氏は、日本製鉄株式会社の関係会社部部长であり、同社は当社のその他の関係会社であります。なお、同社と当社との間に鋼片の取引関係があります。また、同氏は共英製鋼株式会社の社外監査役を兼務しており、同社と当社は、持分法適用会社の中山鋼業株式会社の株式をそれぞれ42.5%ずつを保有し、共同で経営にあっております。また、同社は当社株式を3.5%保有する株主であります。

2. 事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	四 宮 章 夫	当期開催の取締役会14回全てに出席し、事業再生や再建などの企業法務に精通した弁護士としての高い見識と幅広い経験に基づいて、職務執行状況等の決議事項や報告事項について適宜質問し意見を述べております。
取 締 役	阪 田 貞 一	当期開催の取締役会14回中13回に出席し、上場企業の代表取締役副社長として企業経営に携わった高い見識と豊富な経験に基づいて、職務執行状況等の決議事項や報告事項について適宜質問し意見を述べております。
取 締 役	土 屋 光 章	当期開催の取締役会14回のうち、社外取締役就任後の10回全てに出席し、大手金融機関やシンクタンクで企業経営に携わった経験などに基づいて、職務執行等の決議事項や報告事項について適宜質問し意見を述べております。
監 査 役	酒 井 清	当期開催の取締役会14回全てに出席し、また、当期開催の監査役会7回全てに出席し、監査法人で要職を歴任し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地に基づいて、職務執行状況等の決議事項や報告事項について適宜質問し意見を述べております。
監 査 役	服 部 昌 弘	当期開催の取締役会14回のうち、社外監査役就任後の10回中9回に出席し、また、当期開催の監査役会7回のうち、社外監査役就任後の4回中3回に出席し、企業経営に携わった高い見識と豊富な経験に基づいて、職務執行等の決議事項や報告事項について適宜質問し意見を述べております。
監 査 役	塚 本 治	当期開催の取締役会14回のうち、社外監査役就任後の10回全てに出席し、また、当期開催の監査役会7回のうち、社外監査役就任後の4回全てに出席し、鉄鋼業界における豊富な見識と経験に基づいて、職務執行等の決議事項や報告事項について適宜質問し意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| 1. 報酬等の額 | 58百万円 |
| 2. 当社及び当社子会社が支払うべき監査証明業務の対価としての報酬等の額 | 89百万円 |
| 3. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 90百万円 |

(注) ① 1.報酬等の額については、会社法上の監査業務と金融商品取引法上の監査業務の報酬が明確に区分されておらず、かつ実質的にも区分できないことから、その合計値を記載しております。

② 上記に記載した報酬等の額とは別に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が3百万円あります。

③ 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」をふまえ、監査計画の内容、職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社及び当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外である、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(経済産業省令第四十六号)第29条第2項第3号に基づく賦課金に係る特例の認定申請に関する手続業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、当社の「会計監査人の評価及び選任に関する基準」に従って、会計監査人の職務遂行状況を評価し、監査の適正性及び信頼性を確保できないと認めた場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会、監査役会及び会計監査人によって構成される経営管理体制とする。

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について、取締役から報告を受け、または決定を行う。

取締役は、他の取締役の職務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視する。

取締役の職務執行状況は、監査役監査要綱その他の規程に基づき、各監査役の監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行上の各種情報について、情報セキュリティ基本規程、文書管理規程その他の規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行うとともに、取締役会議事録をはじめとする各種文書について、適切に作成・保管する。

また、財務情報、重要な経営情報について、法令等に定めるもののほか、IR活動やウェブサイト等を通じ、適時・的確な開示に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、安全衛生、環境・防災等経営上、業務遂行上のあらゆるリスクについて、関連する業務規程に従い、それぞれのリスク特性に応じたリスクマネジメント活動を行う。各取締役、各執行役員、各部門長及び各グループ会社社長は、経営に重要な影響を与えるリスクの抽出・評価に基づき、規程・マニュアル類の整備、教育・啓蒙及びモニタリング等を行うとともに、その継続的な改善に努める。

グループリスクマネジメント委員会において、各部門におけるリスクマネジメント活動の総括を行うとともに、当社グループにおける横断的なリスクについて、未然防止のための教育・啓蒙活動、課題の設定、状況把握、評価等を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業戦略や設備投資等の重要な個別執行事項については、経営会議の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。また、経営会議、取締役会に先立つ審議機関として、目的別に設備予算委員会等の全社委員会等を設置・運営する。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役をはじめとする各取締役、各執行役員、各部門長等が遂行する。各取締役、各執行役員の業務分担は、取締役会規程に基づき取締役会が決定し、執行役員規程・業務分掌規程・裁決規程においてそれぞれの責任・権限を明確化するとともに、必要な業務手続を定める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「合同製鐵グループ企業行動指針」に基づき、全ての取締役、執行役員、使用人が経営の理念や方針を共有するとともに、業務運営における判断の基準とする。経営トップ及び各部門長は、業務運営方針等を必要の都度タイムリーに発信する。

各部門長は、自部門における法令・規程遵守状況のモニタリング等、業務上の法令違反行為の未然防止に努めるとともに、法令違反の恐れのある行為・事実を認知した場合、コンプライアンスの総括部門である総務部へすみやかに報告する。総務部は各機能部門と連携し迅速に対応を行う。

内部監査を担当する部署として監査部を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施し、規則違反や不正行為の発生防止、早期発見・是正を図る。

使用人は、法令及び社内規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。違法行為等を行った使用人については、就業規則に基づき懲戒処分を行う。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び各グループ会社は、「合同製鐵グループ企業行動指針」に基づき、当社と各グループ会社との間で事業戦略を共有化し、グループ一体となった経営を行うものとし、当社各取締役、各執行役員、各部門長及び各グループ会社社長は、業務運営方針等を使用人に対し周知・徹底する。

グループ会社の管理に関しては、グループ会社の自主性を尊重しつつ、営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告を受け、経営状態を把握するとともに、重要案件については事前協議を行い、必要に応じ指導・助言を行う。

当社及びグループ会社の内部統制システムについては、各部門長及び各グループ会社社長の責任に基づく自律的な構築・運用を基本とする。また、当社グループ全体での横断的内部統制強化の観点から、各機能部門によるリスクマネジメント活動及び総務部門を中心とする内部統制機能の強化を図るとともに監査部によるグループ会社を含めた内部監査を実施する。また、主要グループ会社にリスクマネジメント責任者を置き、当社と各グループ会社との間で内部統制・リスクマネジメントに関する情報の共有化や施策の充実を図る。

コンプライアンスや倫理上の問題について、グループ全体の相談窓口として「合同製鐵グループコンプライアンスホットライン」を設置、運営する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査部門所属の使用人に対しその補助者として監査業務に必要な事項を指揮命令できることとする。

(8) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役職務を補助する使用人の任命・異動等については、監査役と事前協議の上、同意を得ることとし、取締役からの独立性の確保ができる体制とする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び各グループ会社の取締役、執行役員、使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うとともに、法令等の違反行為等、当社または各グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに監査役または監査役会に対して報告を行う。

監査役へ報告を行った当社及び各グループ会社の取締役、執行役員、使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議等の社内会議に出席し、経営上の重要情報について報告を受けるとともに、決裁書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議等において、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について情報を共有するとともに、必要に応じて監査役より報告を受ける。

総務部は、監査役との間で定期的または必要の都度、経営上の重要課題等に関する意見交換を行う等、相互に連携を図る。

監査役は、会計監査人及び監査部から監査結果について適宜報告を受けるとともに、それぞれと緊密な連携を図る。

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当社は当該請求に係る費用または債務を速やかに処理する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社及び各グループ会社は、「合同製鐵グループ企業行動指針」において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として決別すること」を定め、反社会的勢力の排除に取り組む。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社及び各グループ会社は、「合同製鐵グループ企業行動指針」に基づき、事業戦略を共有化し、一体となった経営を行うものとし、内部統制システムについても、自律的な構築・運用を基本に横断的内部統制の強化に努めております。

主な会議の開催状況としては、取締役会は14回、監査役会は7回、グループリスクマネジメント委員会を2回開催し、取締役会には、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席いたしました。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき、規程や業務手続、リスク対応状況などについて、監査部と連携を図りながら社内各部署及び当社グループ会社の業務監査を行うとともに、当社取締役、監査部、会計監査人との間で意見交換等を行い、その結果について取締役へ報告を行っております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと考えており、業績に応じた利益配分を基本として、中間及び期末の剰余金の配当を実施する方針といたしております。こうした考えの下、財務体質の改善、必要な再投資資金の確保等を勘案しつつ、業績連動利益配分の指標として、連結配当性向年間30%程度を目安といたします。

期末配当金につきましては、上記方針に基づき、1株につき90円とさせていただきます。これにより、既に実施しました中間配当55円と合わせた年間配当は145円となります。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示数値未満を切り捨てております。
比率その他の数値は、表示数値未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	89,068	流動負債	68,437
現金及び預金	14,572	支払手形及び買掛金	21,318
受取手形及び売掛金	42,582	短期借入金	35,474
たな卸資産	31,118	1年内償還予定の社債	120
その他	795	リース負債	79
固定資産	113,266	未払法人税等	1,122
有形固定資産	86,872	賞与引当金	2,066
建物及び構築物	13,383	環境対策引当金	83
機械装置及び運搬具	18,493	その他	8,172
土地	53,271	固定負債	38,524
リース資産	226	長期借入金	450
建設仮勘定	238	リース負債	24,433
その他	1,257	再評価に係る繰延税金負債	162
無形固定資産	4,979	役員退職慰労引当金	6,809
のれん	4,165	環境対策引当金	120
その他	814	退職給付に係る負債	104
投資その他の資産	21,414	退職給付に係る負債	5,772
投資有価証券	14,705	その他	671
長期貸付金	46	負債合計	106,961
退職給付に係る資産	2,637	(純資産の部)	
繰延税金資産	3,002	株主資本	90,140
その他	1,088	資本	34,896
貸倒引当金	△65	資本剰余金	12,366
		利益剰余金	47,591
		自己株式	△4,714
		その他の包括利益累計額	4,747
		その他有価証券評価差額金	374
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	4,503
		為替換算調整勘定	△26
		退職給付に係る調整累計額	△102
		非支配株主持分	484
資産合計	202,334	純資産合計	95,373
		負債純資産合計	202,334

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年 4月 1日)
(至 2020年 3月 31日)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		168,042
売上原価		139,407
売上総利益		28,634
販売費及び一般管理費		19,509
営業利益		9,125
営業外収益		
受取利息及び配当金	320	
持分法による投資利益	942	
その他の	977	2,240
営業外費用		
支払利息	360	
その他の	475	836
経常利益		10,529
特別利益		
投資有価証券売却益	2	
受取保険金	204	207
特別損失		
固定資産除却損	337	
投資有価証券評価損	2,149	
環境対策費	61	
災害による損失	153	
その他の	41	2,743
税金等調整前当期純利益		7,993
法人税、住民税及び事業税	1,424	
法人税等調整額	△963	461
当期純利益		7,531
非支配株主に帰属する当期純利益		87
親会社株主に帰属する当期純利益		7,443

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年 4月 1日)
(至 2020年 3月 31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当期首残高	34,896	13,009	41,533	△4,711	84,728
当期変動額					
剰余金の配当			△1,389		△1,389
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,443		7,443
自己株式の取得				△2	△2
連結子会社株式の追加取得 による持分の増減		△643			△643
土地再評価差額金の取崩			4		4
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	△643	6,058	△2	5,412
当期末残高	34,896	12,366	47,591	△4,714	90,140

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	376	△0	4,507	△3	△85	4,794	1,414	90,937
当期変動額								
剰余金の配当								△1,389
親会社株主に帰属する 当期純利益								7,443
自己株式の取得								△2
連結子会社株式の追加取得 による持分の増減								△643
土地再評価差額金の取崩								4
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△2	△0	△4	△23	△16	△47	△929	△976
当期変動額合計	△2	△0	△4	△23	△16	△47	△929	4,435
当期末残高	374	△0	4,503	△26	△102	4,747	484	95,373

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	54,665	流動負債	43,556
現金及び預金	10,284	買掛金	7,561
売掛金	22,797	短期借入金	26,789
製成品	4,639	未払費用	4
仕掛品	5,090	未払法人税等	3,634
原材料	169	賞与引当金	3
貯蔵品	2,295	環境対策引当金	893
前払費用	4,883	繰延税金負債	2,600
その他資産	294	退職給付引当金	975
	4,210	繰延税金負債	36
固定資産	93,270	繰延税金負債	1,057
有形固定資産	60,698	固定負債	30,019
建物	6,134	長期借入金	19,004
構築物	714	繰上債	8
機械及び装置	9,198	再評価に係る繰延税金負債	6,809
車両運搬具	11	退職給付引当金	3,711
工具、器具及び備品	198	環境対策引当金	45
土地	44,320	繰上債	440
リース資産	12	負債合計	73,576
建設仮勘定	107		
無形固定資産	350	(純資産の部)	
借地権	0	株主資本	68,875
ソフトウェア	344	資本金	34,896
その他資産	6	資本剰余金	10,367
投資その他の資産	32,221	資本準備金	9,876
投資有価証券	4,632	その他資本剰余金	491
関係会社株	22,819	利益剰余金	28,325
出資	27	利益準備金	453
従業員に対する長期貸付金	44	その他利益剰余金	27,872
長期前払費用	483	圧縮記帳積立金	10
前払年金費用	2,309	別途積立金	9,000
繰延税金資産	1,679	繰越利益剰余金	18,862
その他負債	272	自己株式	△4,714
貸倒引当金	△48	評価・換算差額等	5,484
		その他有価証券評価差額金	123
		土地再評価差額金	5,360
資産合計	147,936	純資産合計	74,359
		負債純資産合計	147,936

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		80,290
売上原価		66,927
売上総利益		13,363
販売費及び一般管理費		7,453
営業利益		5,909
営業外収益		
受取利息及び配当金	630	
その他の	809	1,439
営業外費用		
支払利息	212	
その他の	276	489
経常利益		6,860
特別利益		
投資有価証券売却益	2	
受取保険金	158	160
特別損失		
固定資産除却損	183	
投資有価証券評価損	720	
災害による損失	153	
その他の	41	1,098
税引前当期純利益		5,922
法人税、住民税及び事業税	599	
法人税等調整額	293	892
当期純利益		5,029

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本										株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	34,896	9,876	491	10,367	453	13	9,000	15,214	24,681	△4,711	65,233
当 期 変 動 額											
剰余金の配当								△1,389	△1,389		△1,389
当期純利益								5,029	5,029		5,029
自己株式の取得										△2	△2
圧縮記帳積立金の取崩						△3		3	-		-
土地再評価差額金の取崩								4	4		4
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△3	-	3,647	3,644	△2	3,642
当 期 末 残 高	34,896	9,876	491	10,367	453	10	9,000	18,862	28,325	△4,714	68,875

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	744	5,364	6,108	71,342
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△1,389
当期純利益				5,029
自己株式の取得				△2
圧縮記帳積立金の取崩				-
土地再評価差額金の取崩				4
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△620	△4	△624	△624
当期変動額合計	△620	△4	△624	3,017
当 期 末 残 高	123	5,360	5,484	74,359

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

合同製鐵株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松野 悟 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、合同製鐵株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、合同製鐵株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

合同製鐵株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 豊 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松野 悟 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、合同製鐵株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

合同製鐵株式会社 監査役会

監査役 (常勤) 神内信和 ㊟

監査役 (常勤) 山中智之 ㊟

監査役 (社外監査役) 酒井清 ㊟

監査役 (社外監査役) 服部昌弘 ㊟

監査役 (社外監査役) 塚本治 ㊟

以上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役 8 名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（7名）が任期満了となり、また経営陣強化のため取締役 1 名を増員することとし、取締役 8 名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位・担当
1	再任 <small>めい が たか よし</small> 明 賀 孝 仁	代表取締役社長
2	新任 <small>うち だ ひろ ゆき</small> 内 田 裕 之	参 与
3	再任 <small>やま ざき てる お</small> 山 崎 晃 生	常務取締役執行役員 営業管掌 棒鋼事業担当 東京営業所長
4	再任 <small>むら き まさ のり</small> 村 木 正 典	常務取締役執行役員 技術・製造管掌 技術サービス・システム管掌 技術総括部長
5	新任 <small>にし なか かつら</small> 西 仲 桂	常務執行役員 経営企画部長、経理部長
6	再任 <small>しの みや あき お</small> 四 宮 章 夫	社外 独立 社外取締役
7	再任 <small>さか た てい いち</small> 阪 田 貞 一	社外 独立 社外取締役
8	再任 <small>つち や みつ あき</small> 土 屋 光 章	社外 独立 社外取締役

1

めい が たか よし
明賀孝仁 (1955年1月15日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当

1977年4月	新日本製鐵(株) (現日本製鐵(株)) 入社	2011年11月	同社常務取締役 設備・保全技術センター所長
2000年11月	同社建材事業部堺製鐵所形鋼部長		
2007年4月	同社執行役員建材事業部堺製鐵所長	2012年4月	同社常務取締役
2009年4月	同社執行役員八幡製鐵所長	2013年4月	同社取締役 当社参与
2011年4月	同社常務執行役員		
2011年6月	同社常務取締役	2013年6月	同社取締役副社長 販売担当
		2014年6月	同社代表取締役社長 現在に至る

所有する当社株式の数
11,000株

■ 取締役候補者とした理由

明賀孝仁氏は、鉄鋼業界において幅広い経験や知見を有するとともに、激しく変化する普通鋼電炉業界のなかで、当社の経営者としてグループの経営をリードするとともに、業務執行全般に対する監督を適切に果たしてきたことから、当社が成長し続けるために引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2

うち だ ひろ ゆき
内田裕之 (1958年9月27日生)

新任

■ 略歴、当社における地位、担当

1981年4月	新日本製鐵(株) (現日本製鐵(株)) 入社	2018年4月	同社常務執行役員 (グローバル事業推進本部上海宝山 冷延・CGLプロジェクトサブリーダー、 インドC.A.P.L.プロジェクトサブ リーダー)
2009年4月	同社君津製鐵所生産技術部長		
2010年7月	同社大分製鐵所生産技術部長		
2012年4月	同社執行役員 (ウジミナスプロジェクト班副班 長)	2020年4月	同社執行役員 当社参与 現在に至る
2012年10月	同社執行役員 (ウジミナスプロジェクトサブリー ダー)		
2014年4月	同社顧問 (ウジミナス社技術・品質 担当役員)		

所有する当社株式の数
0株

■ 取締役候補者とした理由

内田裕之氏は、鉄鋼業界における豊富な経験と知見を有するとともに、製造、技術をはじめとする高い見識を備えつつ、経営者としての役割を十分に発揮する強いリーダーシップを有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。

3

やま ぎき てる お

山崎 晃生 (1957年4月11日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当

1981年4月	新日本製鐵(株) (現日本製鐵(株)) 入社	2015年6月	当社執行役員 棒鋼販売部長兼東京営業所長
2007年4月	同社東北支店長		
2011年4月	当社社長付部長	2016年6月	当社常務執行役員 棒鋼事業担当 東京営業所長
2011年6月	当社線材形鋼販売部長		
2012年6月	当社取締役 線材形鋼販売部長	2018年6月	当社常務執行役員 棒鋼事業担当
2014年6月	当社取締役 棒鋼販売部長兼東京営業所長	2019年6月	当社常務取締役執行役員 営業管掌 棒鋼事業担当、東京営業所長 現在に至る

所有する当社株式の数
3,900株

■ 重要な兼職の状況

関東データベースチール(株)代表取締役社長
(株)メタルストック代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

山崎晃生氏は、鉄鋼業界における豊富な経験と知見を有しており、当社入社以来、販売部門の要職を歴任し、2019年から常務取締役執行役員として、その役割を十分に果たしていることから、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

4

むら き まさ のり

村木 正典 (1959年4月9日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当

1982年4月	新日本製鐵(株) (現日本製鐵(株)) 入社	2017年6月	当社常務執行役員 技術サービス・システム管掌
2010年4月	同社君津製鐵所大形工場長 (部長)		技術総括部長
2012年4月	同社君津製鐵所形鋼部長		
2013年4月	当社社長付部長	2019年6月	当社常務取締役執行役員 技術・製造管掌
2013年6月	当社取締役 大阪製造所副所長		技術サービス・システム管掌
2014年6月	当社取締役 船橋製造所副所長		技術総括部長
2015年6月	当社執行役員 技術サービス・システム管掌 技術総括部長		現在に至る

所有する当社株式の数
3,500株

■ 取締役候補者とした理由

村木正典氏は、鉄鋼業界における豊富な経験と知見を有しており、当社入社以来、製造、技術部門の要職を歴任し、2019年から常務取締役執行役員として、その役割を十分に果たしていることから、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

5

にし なか
西 仲かつら
桂

(1961年9月8日生)

新任

■ 略歴、当社における地位、担当

1984年4月	当社入社	2015年6月	当社執行役員 総務部長
2007年7月	当社姫路製造所総務部長		
2010年6月	三星金属工業(株)出向 取締役総務部長	2019年6月	当社常務執行役員 経営企画部長、経理部長
2012年6月	当社購買部長		現在に至る
2013年6月	当社総務部長		

所有する当社株式の数
4,200株

■ 取締役候補者とした理由

西仲 桂氏は、鉄鋼業界における豊富な経験と知見を有しており、当社入社以来、経理、総務部門などの要職を歴任し、2019年から常務執行役員として、その役割を十分に果たしていることから、取締役として選任をお願いするものであります。

6

しの みや あき お
四 宮 章 夫あき お
お

(1948年11月21日生)

再任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位、担当

1973年4月	東京地方裁判所判事補	2006年6月	ヘリオステクノホールディングス(株) 社外監査役 (現任)
1976年4月	津地方裁判所四日市支部判事補		
1978年4月	大阪地方裁判所判事補	2011年6月	当社社外監査役
1981年3月	退官	2014年4月	コスモス法律事務所所長 (現任)
1981年5月	弁護士登録 米田合同法律事務所 (現弁護士法人 淀屋橋・山上合同) 入所	2014年6月	当社社外取締役 (現任) 現在に至る

所有する当社株式の数
4,000株

■ 重要な兼職の状況

コスモス法律事務所所長
ヘリオステクノホールディングス(株)社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由

四宮章夫氏は、企業法務に精通し、豊富な経験と法務的知見を有しており、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

7

さか た てい いち

阪田 貞一 (1950年10月4日生)

再任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位、担当

1976年4月	新日本製鐵(株) (現日本製鉄(株)) 入社 (1992年4月 同社退社)	2006年6月	同社専務取締役管理本部長
1992年4月	橋本総業(株)入社	2007年4月	同社代表取締役専務取締役 管理本部長
1992年7月	同社企画本部長兼管理副本部長	2014年6月	同社代表取締役副社長
1993年6月	同社取締役企画本部長兼管理副本部長	2015年6月	当社社外取締役 (現任)
1996年12月	同社取締役管理副本部長	2016年4月	橋本総業ホールディングス(株)代表取 締役員副社長 (現任)
1997年6月	同社常務取締役管理本部長		現在に至る

所有する当社株式の数
300株

■ 重要な兼職の状況

橋本総業ホールディングス(株)代表取締役副社長

■ 社外取締役候補者とした理由

阪田貞一氏は、橋本総業ホールディングス株式会社において代表取締役副社長の役職にあり、企業経営者としての長年の経験と幅広い見識をもとに、独立した立場から当社の経営全般に助言・提言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

8

つち や みつ あき

土屋 光章 (1954年5月1日生)

再任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位、担当

1977年4月	(株)日本興業銀行 (現(株)みずほ銀行) 入行	2012年4月	みずほ総合研究所(株)代表取締役社長
2004年4月	(株)みずほコーポレート銀行執行役員 秘書室長	2012年6月	日本原子力発電(株)社外監査役 (現 任)
2006年3月	同行常務執行役員	2017年6月	(株)国際協力銀行社外監査役 (現任)
2008年6月	みずほ信託銀行(株)代表取締役副社長	2017年6月	朝日工業(株)社外取締役(監査等委員)
2011年6月	(株)みずほフィナンシャルグループ取 締役員副社長	2017年6月	第一リース(株)監査役 (現任)
		2019年6月	当社社外取締役 (現任) 現在に至る

所有する当社株式の数
0株

■ 重要な兼職の状況

第一リース(株)監査役
日本原子力発電(株)社外監査役
(株)国際協力銀行社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由

土屋光章氏は、大手金融機関での長年の経験に加えて、シンクタンクで経営に携わるなど、専門性の高い経済や業界情報を有しており、独立した立場から当社の経営全般に助言・提言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

- (注) ① 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ② 四宮章夫氏、阪田貞一氏及び土屋光章氏は、社外取締役候補者であります。
- ③ 当社は、四宮章夫氏、阪田貞一氏及び土屋光章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、3氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- ④ 土屋光章氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社みずほ銀行の業務執行者の三親等以内の親族であります。
- ⑤ 責任限定契約
当社は、四宮章夫氏、阪田貞一氏及び土屋光章氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、3氏が選任原案どおり選任された場合、本契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役酒井 清氏は任期満了となり、また、監査役塚本 治氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、松田 浩氏は塚本 治氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

1 さか い きよし
酒井 清 (1950年8月9日生)

再任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位

1973年4月	神戸市役所入所	2006年4月	国立大学法人兵庫教育大学監事
1975年4月	等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所	2016年1月	公認会計士酒井清事務所所長(現任)
1979年3月	公認会計士登録	2016年4月	関西大学非常勤講師
1990年7月	同法人社員	2016年6月	当社社外監査役(現任)
1998年7月	同法人代表社員	2016年12月	I MV(株)社外取締役(現任) 現在に至る

所有する当社株式の数
1,700株

■ 重要な兼職の状況

公認会計士(酒井清事務所 所長)
I MV(株)社外取締役

■ 社外監査役候補者とした理由

酒井 清氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験等を当社の経営全般の監査に活かしていただくことを期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

2 まつ だ ひろし
松田 浩 (1969年2月26日生)

新任

社外

■ 略歴、当社における地位

1992年4月	新日本製鐵(株)(現日本製鐵(株))入社	2020年4月	同社関係会社部 部長 現在に至る
2013年4月	同社総務部総務室長		
2017年4月	同社名古屋製鐵所総務部長		
2019年4月	同社総務部上席主幹		

所有する当社株式の数
0株

■ 社外監査役候補者とした理由

松田 浩氏は、日本製鐵株式会社において関係会社部部長の役職にあり、鉄鋼業における豊富な経験と知見を有しており、それを当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) ① 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ② 酒井 清氏及び松田 浩氏は、社外監査役候補者であります。なお、酒井 清氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- ③ 責任限定契約
当社は、酒井 清氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が選任原案どおり選任された場合、本契約を継続する予定であります。また、松田 浩氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

以 上

インターネット等による議決権行使について



パソコン・スマートフォン によるアクセス手順

議決権行使サイト

<https://www.web54.net>

バーコード読取機能付の携帯電話・スマートフォンを利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。
※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。
詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。

議決権行使コード
0000000000000000

パスワード
00000000

議決権行使コード・
パスワード

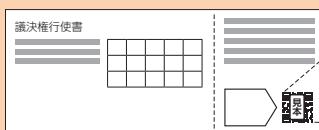
システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

0120-652-031

(受付時間：9：00～21：00)

「スマート行使」 について



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
なおこの方法での議決権行使は1回に限りです。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

WEBサイトへアクセス

1

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ ***

にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をご読みいただき、ご了承いただける方は【次へすすむ】ボタンをクリックしてご利用の届出の確定手続きは完了をクリックしてください。
印刷を行っている段階をご所望の方で、下記に印刷できないメールアドレスの変更・電子配信の中止を希望される方は、この後議決権の買取請求などの用途送付のご依頼はこちらをクリックしてください。

次へすすむ 閉じる

2

ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
- 電子メールにより印刷・通知が変更されている場合は、右のリンクをクリックしてください。
- ログイン通知電子メール本文に記載しております。

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

3

パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- フラッシュメッセージが表示される場合は、右のリンクをクリックしてください。
- パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード: ソフトウェアキーボード

次へ

4

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

! ご注意事項

- インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権として、お取扱いいたします。
- 書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として、お取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。
- パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

! パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

証券会社に口座のない株主様
(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

 0120-782-031

(受付時間：土日休日を除く 9：00～17：00)

株主総会会場ご案内図

会 場：大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム



(お願い) 当社専用の駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

[交通のご案内]

- 地下鉄堺筋線・北浜駅1B出口より徒歩約1分
- 京阪本線・北浜駅27番出口より徒歩約1分
- 京阪中之島線・なにわ橋駅4番出口より徒歩約4分
- 地下鉄御堂筋線・淀屋橋駅2番出口より徒歩約7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮したFSC®
認証紙と植物油インキを
使用しています。